

# 公 示

令和 2 年 5 月 8 日  
公益社団法人山口県畜産振興協会

## 肉用子牛生産者補給金制度に係る 生産者積立金（負担金）の額について

令和 2 年 4 月 1 日個体登録（令和元年 10 月 2 日生れから適用）から生産者積立金（負担金）の額が、下記のとおり改定されたのでお知らせします。

### 記

肉用子牛 1 頭当たりの生産者積立金（負担金）の額 （単位：円）

品 種	個 体 登 録	
	令和 2 年 4 月 1 日以降 ※注 2	令和 2 年 3 月 31 日まで ※注 3
黒毛和種	1, 6 0 0 ( 4 0 0 )	1, 2 0 0 ( 3 0 0 )
褐毛和種	6, 0 0 0 ( 1, 5 0 0 )	4, 6 0 0 ( 1, 1 5 0 )
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	1 8, 8 0 0 ( 4, 7 0 0 )	1 2, 4 0 0 ( 3, 1 0 0 )
乳用種の品種	6, 8 0 0 ( 1, 7 0 0 )	6, 4 0 0 ( 1, 6 0 0 )
肉専用種と乳用種の交雑種の品種	3, 2 0 0 ( 8 0 0 )	2, 4 0 0 ( 6 0 0 )

注 1 ( ) は、肉用子牛 1 頭当たりの生産者負担金の額  
「国 1/2、県 1/4、生産者 1/4」

注 2 令和元年 10 月 2 日生れ以降の牛

注 3 令和元年 10 月 1 日生れまでの牛